平成２４年（フ）第２８７号
神奈川県中郡二宮町百合が丘３丁目18番１号203
債務者　濱谷　典子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３００号
神奈川県平塚市札場町27番25号
債務者　平井　　進
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１２６号
新潟市西区五十嵐２の町9109番地　八宝荘別２号、住民票上の住所新潟市西区五十嵐２の町9143番地16
債務者　山野　和夫
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９８号
新潟市南区鍋潟135番地19
債務者　曽我　秀世
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９９号
新潟市南区鍋潟135番地19
債務者　曽我　　香
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７５号
新潟県村上市下鍛冶屋261番地２
債務者　松田　　悟
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第６４号
岐阜県恵那市大井町2729番地399　グリーンヒル１－Ａ
債務者　今井　秀和
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第６５号
岐阜県恵那市大井町2729番地399　グリーンヒル１－Ａ
債務者　今井　光代
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１８３号
愛知県犬山市大字羽黒字北金屋18番地３
債務者　宮地　　勇
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１２８号
和歌山市雄松町５丁目10番地　グレース雄松団地508号
債務者　岡本　敏夫
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１６４号
和歌山市園部209番地の８
債務者　三橋　達也
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１７５号
和歌山市園部1613番地の63
債務者　小山　幸子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１７７号
和歌山市楠見中306番地　南本マンション１－Ｂ
債務者　西田　りさ
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１７８号
和歌山市三葛382番地の６
債務者　冨永　正好
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１７９号
和歌山市三葛382番地の６
債務者　冨永　芳江
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１６０号
香川県高松市牟礼町牟礼284番地１　エスポワールＡ棟101号室
債務者　川田麻梨子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第８１９号
愛知県常滑市新開町２丁目73番地　メゾンネプチューン302
債務者　石本　　豊
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８２０号
愛知県常滑市新開町２丁目73番地　メゾンネプチューン302
債務者　石本　敬子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部